~明治初期からの 産業財産権制度の歩み~

本年(平成30年(2018年))は、明治元年(1868年)から満150年を迎える節目の年である。 先人たちの熱い想いで導入され、これまで幾多の先進的な技術を保護し、我が国の産業を世界 一まで押し上げてきた産業財産権制度について振り返る。

「1. 産業財産権制度設計への道」として、特に初代特許庁長官である高橋是清に焦点をあてつつ、明治初期から中期にかけて、当時の先人たちが、諸外国の技術との圧倒的な差を感じ、世界に追いつき、追い越すためには、我が国に産業財産権制度の導入が必要であるとして、その制度設計に尽力してきた姿や想いを紹介する。

「2. 特許・意匠・商標の三条例制定後の登録第一号」では、特許・意匠・商標の三条例が制定された後、我が国で初めて登録された出願を紹介し、当時の出願書類から見える、明治期の人々の生活や産業が、一体どのようなものであったのかということについて想いを馳せる。

1)

産業財産権制度設計への道1

~産業財産権の重要性への気づき、 専売特許条例制定作業の始まり~

明治維新前、幕藩体制下で行われていた各藩の輸出入品に対する統制と課税、藩札の発効、藩専売や、幕府の株仲間政策等により各商品の製造及び流通が統制されていたが、明治政府の近代化及び自由化を目的とする政策によってこれらの制度は廃止され、各商品の粗製乱造や特産物の模造等、経済秩序に一

時の混乱が生じていたといえる。

一方、明治政府は、積極的な欧米技術の導入や官営工場の設立等、殖産興業政策を推し進めており、我が国の工業化及び近代化は進みつつあった。実際、図1に示すように、衣類や金属製品といった各種製品の輸出も明治初期から伸びを見せ始めていた。

¹ この項に関する主な参照文献

高橋是清「高橋是清自伝」(千倉書房、1936 年) 209 — 314 頁

社団法人帝国発明協会内特許法施行五十年記念会編「特許法施行五十年紀念会報告」(社団法人帝国発明協会内特許法施行五十年記念会、1936年)、第 10 章第 1 節 高橋是清翁講演会 (89 - 115頁)

特許庁編「工業所有権制度百年史 上巻」(社団法人発明協会、1984年)、前史一第2期第1章

特許庁編「意匠制度 120 年の歩み」(2009 年)、第1部第1章-第4章

櫻井孝「明治の特許維新」(社団法人発明協会、2011年)、第1章、第3章 石井正「知的財産の歴史と現代」(社団法人発明協会、2005年)、154 - 162頁

杉本達於「特許制度事始」 < I > 一 < VI > (湯浅・原特許ニュース/第2巻第2号-4号、第3巻第1号)

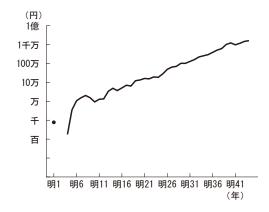
田村敏朗「日本特許制度概史 (1) 明治以前から専売略規則まで」(特許研究、No. 23、1997 年)

鈴木伸夫「日本特許制度概史 (2) 専売特許条例と特許条例」(特許研究、No. 24、1997 年)

丸山亮「日本特許制度概史(3) パリ条約加盟と法制の整備」(特許研究、No. 25、1998年) 櫻井孝「制度創設期の我が国の実用新案制度について」(特許研究、No. 58、2014年)

図1

明治期における我が国から諸外国への輸出高の推移(左:衣類及びその付属品、右:金属製品)

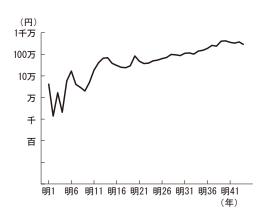


(備考)左図の明治 2-3 年は下記資料にデータが記載されていない。 (資料)東洋経済新報社編「日本貿易精覧」(1935年)に基づき特許庁作成

また、明治元年(1868年)前後の段階において、福沢諭吉による「西洋事情」外編第3巻や、神田孝平による「西洋雑誌」第4巻掲載の「褒功私説」のように、海外の産業財産権制度の紹介や我が国での必要性を説く論説が多く出されており、我が国では産業財産権の重要性が早くから認識されていたとともに、同時に普及も進みつつあったことが窺える。

例えば、福沢諭吉は、「世に新発明のこと あらば、これよりて人間の洪益をなすことを 挙げて言うべからず。ゆえに有益の物を発見 したる者へは、官府より国法をもって若干の 時限を定め、その間は発明によりて得るとこ ろの利潤を独りその発明者に付与し、もって 人心を鼓舞する一助となせり。これを発明の 免許(パテント)と名づく」」として、発明の 奨励とそれによる国民の利益を説明している。

このような状況の中、明治2年、各種議案を審議する公議所において特許制度の制定を求める議題が可決され、明治4年には専売略規則が制定された。しかし、この専売略規則は明治5年には執行停止された。この理由は明らかではないが、初代特許庁長官の高橋是清がその自伝において「ひとたび発明専売略規則なるものが発布されたが、実施する段となって、発明の審査に当たる者がない。」2と記載があるように審査実施体制の不備や、あるいは、発明者に対して専売を与えるべきか



褒賞とするべきかとの政府内での議論などが 要因として考えられている。

しかしながら、専売略規則の執行停止後においても、特許制度を求める世論は日増しに高まり、政府に対して多数の上書や建白書が提出されるとともに、新聞や雑誌へも多数の論説が掲載された。この中、専売特許に関する立案作業は政府内でも継続して行われており、明治6年からは大蔵省で、明治10年からは内務省及び工部省で、それぞれ制定作業が開始された。

また、明治4年から、岩倉具視を筆頭とする使節団が米国と欧州を訪問し、条約改正交渉に代えて各国の政治や産業等の視察を実施し、明治6年に帰国した。この使節団は、米国の特許局を訪問するとともに、米欧各国の特許関係の資料を持ち帰り、専売特許条例制定作業に大きな影響を及ぼしたといわれる。

その当時(明治7年頃)、先述の高橋是清は、 文部省に教育制度確立のため雇用されていた モーレー博士のための通訳を行っていた。博士より、日本には商標や発明を保護する規定 がなくその必要がある旨の話を聞いた高橋是 清は、産業財産権の重要性を大いに感じ、当 時の大英百科事典を基にその研究を進めると ともに、文部省内でも産業財産権の保護の重 要性を説いていた。

¹ 福沢諭吉「西洋事情」外編第3巻、29-30丁

² 高橋是清「高橋是清自伝」(千倉書房、1936年) 218 - 219 頁

明治14年4月、農商務省が設立された。 農商務省事務章程第5条の規則により、この 省が特許及び商標の所管官庁として明確に位 置づけられ、専売特許条例の制定作業が実施 されることとなった。その際、上述のとおり、 産業財産権の保護の調査を行い、その必要性 を提唱していた高橋是清は、そのことをよく 知る山岡次郎(農商務技師)による推薦もあっ て、農商務省へ入ってこの制定作業に従事す ることになった。

~専売特許条例 制定の道のり~

専売特許条例の制定作業にあたっては、諸 外国の法規を参考としつつ、当時の我が国の 状況を踏まえ修正すべき事項を盛り込む形で 進められた。

明治16年からの農商務省での省内審議、 農商務省から太政官への上申、制度取調局で の審議、参事院での審議、元老院での審議と 進められていった。

農商務省での審議では、工務・商務・農務の三局長から、条例案について国内の製造業や外国との関係を懸念する意見が出されたが、これに対して、高橋是清は、我が国の産業発展の促進等に言及した意見書を提出して反論するなどして、省内での審議を進めた。

省内での審議を終え、太政官への上申、制度取調局での審議の後、参事院での審議が開始された。参事院においては、専売特許条例について異議を唱えている者がいることもあり、審議がかなり難航したようであるが、参事院議官であった森有礼に対して高橋是清が専売特許条例についての説明を行い、それを理解した森有礼による応援演説もあって通過を果たした。なお後の「特許法施行五十年記念会」での高橋是清の講演記録によると、この応援演説には、「この法は、我が国未曾有の新案にして而も国民の利益を生ずるためには甚だ必要なものである。」」といった趣旨の内容が含まれていたとされる。

この後の元老院での審議も無事通過し、専売特許条例は、明治18年4月18日に布告、同年7月1日をもって施行された。そして、同様の時期に、専売特許所が新設され、高橋是清が同所長に就任した。

なお、制度取調局での審議の際に、制度取 調局長官の伊藤博文(後の初代総理大臣)か ら参事院福岡参議にあてて、本条例の施行は 困難を伴うものであり、あらかじめ当事者を 欧米に派遣して調査が必要である旨の意見が 提出されている。この意見が後に高橋是清の 欧米視察として実現することになる²。



専売特許所設置当時の職員(前から2列目中央に高橋是清) (特許庁編「工業所有権制度百年史 別巻」(社団法人発明協会、1985年)、66 頁より)

¹ 社団法人帝国発明協会内特許法施行五十年記念会編「特許法施行五十年紀念会報告」(社団法人帝国発明協会内特許法施行五十年記念会、1936年)、第10章第1節 高橋是清翁講演会、99頁

² この点に関して、高橋是清の自伝では、専売特許条例の布告とともに伊藤博文から農商務卿西郷従道に通牒があって、「この法律は今度始めて我が国に施行せらるる甚だむつかしいものであるから、よろしく主任者を欧米に派遣して取り調べをなさしむようにいたしたし。」といってきたとある(高橋是清「高橋是清自伝」(千倉書房、1936年) 220 - 221頁)。

~商標条例 制定の道のり~

少し時点が逆転するが、商標条例は、専売 特許条例より1年弱前に公布及び施行された。

先に述べたが、明治維新前、諸藩における 領主専売制と幕府の株仲間政策が実施されて おり、それにより商標の保護が実質的には担 保されていたが、明治政府の近代化・自由化 政策の一環としてこれらの制度は廃止された。 これにより、商品の粗製乱造や特産物の模造 の例が相次ぐとともに、商標の偽造事件も続 発するとの状況となっていた。したがって、 これらに対処するため、商標の保護制度導入 の検討が必要な状況であったといえる。

商標条例の立案は、明治6年に設けられた 内務省においてなされ、明治9年以降は同省 勧商局の取調主任であった神鞭知常を中心に その立案が実施された。その草案については、 民間での便否を調査するため、東京商法会議 所及び大阪商法会議所へ諮問がなされたとこ ろ、大阪商法会議所からは賛成の旨の意見が 出された一方で、東京商法会議所からは暖簾 と商標の混在等もあって商標登録制度への反 対の旨の意見が出されていたとの状況であり、 草案作成が困難を伴うものであったことが窺 える。そして、その後、所管が内務省から大 蔵省へ引き継がれ、内務省の草案に近い案が 明治14年2月に大蔵省から太政官へ上申さ れた。

この後、上述のとおり、明治14年4月に、 商標の所管官庁としても機能する農商務省が 設立された。そして、農商務省は、一旦上申 がなされた商標条例の下げ渡しを請求し、再 度の調査及び草案作成を行うこととした。こ のころ、東京商法会議所からも商標登録制度 への賛成の意見が出ており、高橋是清を中心 とする調査及び新案の作成が進められてい た。また、高橋是清の自伝によると、上述の 神鞭知常から高橋是清への引き継ぎがなされ たことが記載されている。

作成された条例案は農商務省から太政官へ

上申され、太政官、参事院及び元老院での審議を経て、商標条例として、明治17年6月7日に布告、同年10月1日をもって施行された。そして、同様の時期に、商標登録所が新設され、高橋是清が同所長に就任した。

~意匠条例 制定の道のり~

明治政府は、明治6年のウィーン万国博覧会への出展の経験等から、我が国の美術工芸品等が重要な輸出品となり得ることに着目し意匠保護の必要性を認識しており、明治9年から内務省にて、明治12年からは大蔵省にて、意匠の保護に関する条例草案の作成を開始していた。なお、大蔵省の草案作成には、上記した商標条例の草案作成にも携わっていた神鞭知常が中心として関与していたとされる。また、実際、次頁の図2のように、我が国から諸外国への美術工芸品等の輸出高は右肩上がりの状況となる。

このような状況の中、上述のとおり欧米の 産業財産権制度運用を視察した高橋是清は、 意匠制度についての知見も深めていた。欧州 では、京都の織物業者であり欧州にて注文を とっていた川島という人物から真正品と模倣 品の見本を受け取り意匠保護の重要性につい ての説明を受けたとされる。明治19年の帰国 後に提出された意見書の中では、「意匠保護ノ 事」と題して、意匠保護の重要性などを述べ ている。

これらの視察の実績を基に意匠条例が農商 務省により立案された。その案に付された理 由書には、粗製乱造を含めた当時の実情と意 匠保護の必要性、そして、応用美術の思想の 発達が結果的に工業を振興する旨等が訴えら れていた。意匠条例案はその理由書を含め、 明治20年に農商務省から内閣総理大臣へ提 出された。その後、法制局での審議、元老院 での審議を経て、意匠条例として、明治21年 12月18日に公布され、翌年の明治22年2月 1日をもって施行された。

図2

明治元年からの我が国から諸外国への美術工 芸品等の輸出高の推移

美術工芸品・手工品・雑貨の輸出高の推移
(円)
1千万
500万
輸 100万
出高
10万
5万
1万
5千
明1 明10 明20 明30 明40 明45 大10大15 昭8

(注)数値は東洋経済新報社編「日本貿易精覧」(1935年)による。

(資料)特許庁編「工業所有権制度百年史 上巻」(社団法人発明協会、1985 年)、154 頁より

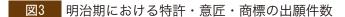
~三条例制定のその後~

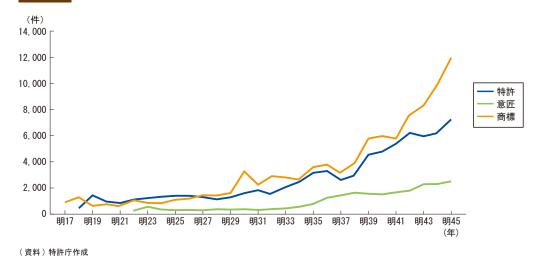
こうして特許・意匠・商標に関する三条例 が制定された。また、高橋是清の欧米視察の 後、明治21年、上述の意匠条例制定と同時 期に、専売特許条例及び商標条例の改正がな された。

その後、我が国と欧米各国との間において、 領事裁判権等に関する不平等条約の改正合意 がなされ、明治32年、特許・意匠・商標に関 する三条例が再度改正され、同年、産業財産 権に関する国際条約であるパリ条約へ加盟し た。我が国は、国際社会との調和をより強め、 より一層の産業発展へとつなげることになった。 この際に各条例は特許法、意匠法、商標法 と名前を変えた。そして、それぞれの出願件数も制度開始から明治期全般にわたって増加しており、制度利用も積極的になされていたといえる(図3を参照)。また、先述の不平等条約改正の流れの中で、諸外国からの特許出願・権利化が認められるようになった背景の下、明治38年には、当時我が国で多くなされていた、日用品の改良等に関する小発明にも保護の道を開けるため、実用新案法の制定がなされた。これら四法は、時代の変化やユーザーニーズに応じてその内容を変え現在に至っている。

明治21年の制定・改正の後、明治23年、高橋是清は、「特許局将来の方針に関する意見の大要」(特許制度に関する遺稿第六巻)にて「我政府は大いにここに見る所ありて、各条例を設定して民人の思考力を涵養するの途を開けり。現行特許、意匠、商標の三条例、即ちこれなり。今、この三条例の施設に依りて我殖産上に如何なる効果を及ぼしたるかを左に列挙せん。」」と述べており、産業財産権制度が、「思考」の向上、及び、産業の発展に効果をもたらす旨述べている。

特許庁は、明治期に制度設計に苦心した先 人たちと同様、「知」の創造を促し産業の発 展につなげるべく、各種取組を引き続き実施 していく。





[「]高橋是清氏特許制度ニ関スル遺稿 第六巻」、特許局将来ノ方針ニ関スル意見ノ大要

特許行政年次報告書2018年版

2

特許・意匠・商標の三条例制定後の登録第一号

1. 特許第一号¹

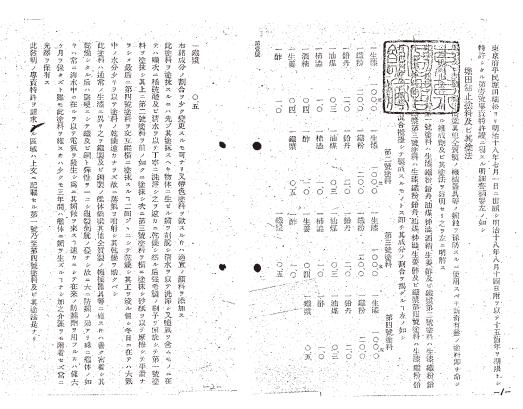
専売特許の第一号は、明治18年に特許として認められた、堀田瑞松(東京都)からの出願である。この出願は、「堀田錆止塗料およびその塗法」との名称であり、錆止めを目的とした、漆を主成分とする塗料とその塗装方法に関する発明である。

堀田瑞松は、もともと美術工芸家であり、 漆を用いた家具や什器等の作品も高く評価されていた。明治維新以降、欧米諸国の製品や 文化の導入が進む潮流の中、漆を塗って刀の 鞘を装飾する刀鞘塗師としての経験も持つ堀 田瑞松は、我が国の伝統工芸である漆工芸の 活用に力を入れた。我が国の文化も大事にし 絶やさないようにするという姿勢が窺われる。

そして、ある時、堀田瑞松は、世界の鉄製船舶が海水による錆に悩まされており、6か月ごとにドックに入る必要あるので、より強力

な防錆塗料が開発されれば我が国そして世界の大きな利益となるとの旨の情報を政界要人から聞いた。従来の木船では防汚機能が重要課題としてあったが、鉄船の使用により防錆機能の開発が重要課題として加わっていたといえる。堀田瑞松は、漆を使用する中で漆の優れた防錆効果を認識していたことから、漆工芸家の経験を活かして錆止塗料の研究開発に着手した。その結果、海軍省からも証状が与えられる程の効果の錆止塗料が完成し、専売特許の出願も行い特許を得た。

その後、堀田瑞松は、漆を用いた塗料の販路拡大を目的として渡米するなど、我が国で生まれた技術が海外でも活用されるよう尽力してきた。その際には米国特許を2件取得しており(US916869及びUS916870)、この時、すでに海外進出時における産業財産権取得の重要性にも気づいていたといえよう。



特許第一号の明細書

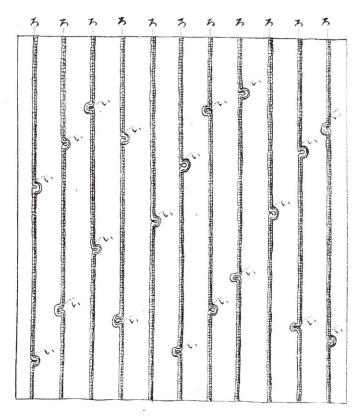
I この項に関する主な参照文献 北垣實一郎、安田清「堀田瑞松傳」(豊岡尋常高等小学校、1931年)、28 - 50 頁 日本化工塗料社史編纂委員会編「社史 波濤を越えて」(日本化工塗料株式会社、1993年)、28 - 34 頁 鈴木雄一「堀田瑞松と特許第一号」(金属、Vol.84、No.9、2014年)、51 - 58 頁

2. 意匠登録第一号1

意匠登録第一号は、明治22年に登録された、須永由兵衛(栃木県足利市)からの織物縞に関する意匠の出願である。

織物産業は、開国に伴う洋服、肩掛襟巻、傘、 手巾、卓被、窓掛、敷物等の需要の拡大、機 械製糸、機械紡績、織機、染毛技術等の輸 入や進歩発達に促され、いち早く産業基盤を 確立していた。当時の二大機業地は、京都西 陣と桐生足利であり、桐生足利は、絹と洋綿 の交織技術を確立するとともに、研究所や講習所を設立し、新規な織物意匠を織り出すことにも力を注いでいた。

須永由兵衛は、足利地方の中でも大きな織物業者であり、足利町の染色研究所の設立にも携わった。また、繭糸(生糸)を横浜に運んで商売をするほか、紅色染法等の実用的研究を行っており、足利の織物産業に貢献していた人物であったといえる。



意匠登録第一号の図面

¹ この項に関する主な参照文献 特許庁編「意匠制度 120 年の歩み」(2009 年)、117 - 118 頁 特許庁編「工業所有権制度百年史 上巻」(社団法人発明協会、1985 年) 125 頁

3. 商標登録第一号1

商標登録第一号は、明治18年に登録された、 平井祐喜(京都府)からの薬品に関する商標 の出願である。平井祐喜は売薬業者であり、 この商標は、魚を切っていて指を怪我したと 思われる者が描かれている。これは、この商 標が使用された薬品を塗ると傷が治るという 効能を表現していると考えられる。 商標条例の制定後、江戸時代から用いられてきた商標も多数出願され、特に売薬に関する分野はその代表例であった。各売薬業者は、商標の出願を急ぎ、晴れて登録されれば、「他人の類似商標を許さず天下晴れて唯我独有の標章である」²旨を新聞紙上で誇示したといわれる。



商標登録第一号

 ¹ この項に関する主な参照文献
 通商産業省編「商工政策史」第14巻(商工政策史刊行会、1964年)、387 - 388 頁
 商標研究会編「日本商標大事典」(株式会社中央社、1959年)、38 頁
 小林和男「知的財産権歴史探訪」シリーズ1 登録商標(1号~100号)(知財ぶりずむ、Vol.6、No.61、2007年)、42 - 43 頁
 2 通商産業省編「商工政策史」第14巻(商工政策史刊行会、1964年)、388 頁

= Column 1 = -g

特許庁庁舎は国の名所

櫻井 孝

わが国に西洋の特許制度を初めて書き物として紹介したのは、福澤諭吉が慶應 3(1867) 年に発刊した「西洋事情」外編である。しかし、その発刊よりも7年も前の万延元(1860) 年に、渡米して米国特許庁を訪問した日本人一行がいた。新見豊前守を正使とする遺米使節団一行である。この使節団は、日米修好通商条約の批准書を交換するために渡米したのであるが、ワシントン D.C. に滞在していた 1860 年 5 月 21 日(批准書交換の前日)に、米国側の案内で米国特許庁庁舎を訪問している。そのときの様子を米国人側の視点で紹介した当時の記事がある。1860 年 6 月 16 日にニューヨークで発行された Scientific American 誌で、そこに以下のような記事が掲載された。

Several members of the Japanese embassy have taken great interest in the Patent Office, and have visited the building several times; they appear very quick to comprehend the working of the various machines, as shown by the models, and inquire particularly for dredging machines, looms, oil presses and printing presses. The worthy Commissioner affords them every facility for examining both models and drawings, and they appear to appreciate every attention shown them. The attaché's of the embassy seem to have the "freedom of the city," as they enter all places of business and manufacture and watch, with great attention, the labor and handiwork of the mechanics and the working of machinery by steam. It is said that some of the Japanese are learning the daguerreotype business at Brady's gallery, and that they are apt scholars. Quite a party of the officers and their artists have been witnessing the operations of the telegraph.

Scribe Washington, D.C., June 2, 1860

この記事では、使節団一行が、特許庁庁舎の中に展示されていた発明品の雛形を見て、その動作を素早く 理解した様子が述べられている。使節団のメンバーが残した日記によれば、このときは珍しい羽織袴にちょん まげ姿の日本人一行を一目見ようと大勢の群衆が集まり、あたかも日本人が見物対象となってしまったため、 見学は早々に切り上げて宿に戻ったそうである。しかし、日本から初めて来訪した賓客を特許庁庁舎に案内し、 特許制度について紹介するとは、その当時の米国がいかに自国の特許制度に重きを置き、特許庁庁舎を名所 の一つと考えていたのかが分かるエピソードである。

その11年後の明治4(1871)年に、岩倉具視を特命全権大使とする使節団が訪米したときも、米国側はその一行を特許庁庁舎に案内している。一行が特許庁に案内されたのは明治5年2月25日であるが、その訪米の様子をのちに書き著した「特命全権大使米欧回覧実記」(明治11(1878)年発行)第一編第12巻には、その当時の特許庁庁舎の外観と内景を描いた銅版画が掲載されている。威風堂々とした外観に、図書館然とした広大な内景がよく分かる図である。この庁舎は、先の遣米使節団が訪問した特許庁庁舎と同じである。このように、米国人にとって、特許庁庁舎は外国から賓客が来れば案内する、そんな国の誇りであり、名所の一つであった。ちなみに、この建物は現存しており、今ではSmithsonian National Portrait Galleryとして使われている。



米国特許庁庁舎外観(「特命全権大使米欧回覧実記」 第一編第 12 巻より)



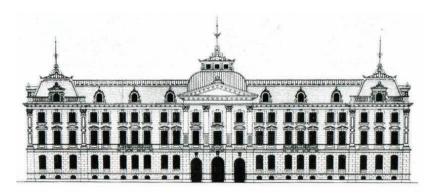
米国特許庁庁舎内景(「特命全権大使米欧回覧実記」 第一編第 12 巻より)

さて、わが国の特許制度の創設に際して、高橋是清が大きな役割を果たしたことはよく知られている。高橋の尽力により、実質的にわが国初の特許法である「専売特許条例」が明治 18 年 7 月 1 日に施行され、彼は専売特許所所長(現在の特許庁長官)に任ぜられた。高橋は、伊藤博文(当時は制度取調局長官)の意見に従い、同年 11 月から一人、海外特許庁視察の出張に出る。太平洋を横断して米国を訪問、その後大西洋を横断して英仏独各国を訪問し、海路喜望峰回りで帰国するという、1 年にもわたる旅であった。

この出張の際、高橋も上記ワシントン D.C. の特許庁を訪れているが、帰国直後、彼は米国特許庁の建物に倣ってわが国でも立派な特許局庁舎を建てようと考える。松方正義大蔵大臣とも直談判して 12 万円という予算を確保 (明治 19 年の高橋長官の月給が 150 円、高峰譲吉次長は 100 円という時代)、設計図も仕上げたが、そこで新任の井上馨農商務大臣に「こんな大きなものを建てて一体何年これをやる見込みか?」と詰問された。これに対して高橋は、「まず今後 20 年です。20 年経って、これでは狭いというようにならねば、日本発明界の進歩はおぼつかないと思います。東京見物に来た者が、浅草の観音様の次には特許局を見に行こう、というくらいにしたいと思います。」と答え、井上大臣の快諾を得ている。(出典:「是清翁一代記」上巻 p.326-329昭和 4 年 12 月 25 日 朝日新聞社発行)

高橋の尽力で東京市京橋区木挽町に建てられたその建物は、明治 24(1891) 年に完工し、11 月 16 日から特許 局庁舎として使われた(その後、農商務省庁舎を経て、1923 年の関東大震災で倒壊)。高橋は、米国の特許 庁職員が庁舎に誇りを持って職務に当たり、またそこに多くの一般市民が訪れていることを見てきたからこそ、わが国でも東京の名所の一つに数えられるくらいの立派な建物にしたいと考えたのである。そこに多くの国民 が集うことによって、発明の振興を図り、もって産業の発展に寄与しようとした。

今では、特許庁は電子出願を実現し、電子公報を発行することによって、わざわざ特許庁庁舎に足を運ぶ 人も少なくなった。しかし、HPのコンテンツを充実させるなど、IT技術を駆使して情報発信に努めている。 時代に即したヴァーチャルな環境で、かつて高橋是清が夢見た「多くの国民が集う特許庁」を目指している。



特許局の木挽町庁舎正面図(「工業所有権制度百年史」より)